

議 第 1 号

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第19条第1号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 塚口 博司

規約改正・概要

1 改正する規約の名称

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約

2 改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されたことに伴い、「地域公共交通網形成計画」が「地域公共交通計画」へ名称変更されたため。

また、当協議会の委員委嘱に係る運用の見直しを行うため。

3 改正内容

〔第 3 条〕

「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「網形成計画」を「交通計画」に改める。

〔第 4 条第 1 号～第 3 号〕

「網形成計画」を「交通計画」に改める。

〔第 5 条〕

「草津市長が委嘱し、または任命した者」を「草津市都市計画部長が依頼した者」に改める。

〔第 5 条第 2 号〕

「網形成計画」を「交通計画」に改める。

〔第 7 条第 1 項〕

「2 年とする」を「2 年以内とし、再任を妨げない」に改める。

〔第 12 条第 1 項〕

「2 年」を「2 年以内」に改める。

〔第 22 条第 3 項〕

「記名押印」を「署名」に改める。

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

新 規 約 (案)	旧 規 約
第1章 総則 第1条～第2条 (略) (目的) 第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>交通計画</u>」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。 (事業) 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) <u>交通計画</u>の策定および変更に関すること。 (2) <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 第2章 委員等 (協議会の委員) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから<u>草津市都市計画部長が依頼した者</u>をもって構成する。 (1) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者 (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他<u>交通計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者 (3) 市民または市内交通の利用者 (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (5) 市職員	第1章 総則 第1条～第2条 (略) (目的) 第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。 (事業) 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) <u>網形成計画</u>の策定および変更に関すること。 (2) <u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 第2章 委員等 (協議会の委員) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから<u>草津市長が委嘱し、または任命した者</u>をもって構成する。 (1) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者 (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他<u>網形成計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者 (3) 市民または市内交通の利用者 (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (5) 市職員

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

新 規 約 (案)	旧 規 約
第6条 (略) (委員の任期) 第7条 委員の任期は、<u>2年以内とし、再任を妨げない</u>。 2 補欠による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 第8条～第9条 (略) 第3章 役員等 第10条～第11条 (略) (役員の任期) 第12条 役員の任期は、<u>2年以内</u>とする。 2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 第13条～第14条 (略) 第4章 総会 第15条～第21条 (略) (議事録) 第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開催日時および開催場所 (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第20条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数および当該総会に出席した会員の氏名 (3) 議案 (4) 議事の経過の概要およびその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 3 議事録は、議長および当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が<u>署名</u>しなければならない。 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。 第22条第3項～第33条 (略) 第5章 幹事会および分科会	第6条 (略) (委員の任期) 第7条 委員の任期は、<u>2年とする</u>。 2 補欠による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 第8条～第9条 (略) 第3章 役員等 第10条～第11条 (略) (役員の任期) 第12条 役員の任期は、<u>2年</u>とする。 2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。 第13条～第14条 (略) 第4章 総会 第15条～第21条 (略) (議事録) 第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開催日時および開催場所 (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第20条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数および当該総会に出席した会員の氏名 (3) 議案 (4) 議事の経過の概要およびその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 3 議事録は、議長および当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が<u>記名押印</u>しなければならない。 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。 第5章 幹事会および分科会 第23条～第24条 (略)

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

新 規 約 (案)	旧 規 約
第 2 3 条～第 2 4 条 (略) 第 6 章 事務局 第 2 5 条～第 2 7 条 (略) 第 7 章 会計 第 2 8 条～第 3 3 条 (略) 第 8 章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置 第 3 4 条～第 3 5 条 (略) 第 9 章 雑則 第 3 6 条 (略) 付 則 <u>この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 6 章 事務局 第 2 5 条～第 2 7 条 (略) 第 7 章 会計 第 2 8 条～第 3 3 条 (略) 第 8 章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置 第 3 4 条～第 3 5 条 (略) 第 9 章 雑則 第 3 6 条 (略)

要綱改正・概要

1 改正する要綱の名称

- ・草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱
- ・草津市地域公共交通会議設置要綱
- ・草津市有償運送運営協議会設置要綱

2 改正理由

「草津市地域公共交通活性化再生協議会規約」の委員に関する規定を改正し、委員委嘱に係る運用の見直しを行うことから、「草津市地域公共交通活性化再生協議会」「草津市地域公共交通会議」「草津市有償運送運営協議会」についても同様の見直しを行うため。

3 改正内容（各要綱とも、第3条が委員に関する規定）

〔第3条〕

「市長が委嘱し、または任命」を「都市計画部長が依頼」に改める。

4 施行期日

令和5年4月1日

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
第1条～第2条 (略) (委員) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>都市計画部長が依頼</u>する。 (1) 市職員 (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者 その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者 (3) 市民または市内交通の利用者 (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (5) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者 第4条～第12条 (略) <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u>	第1条～第2条 (略) (委員) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長が委嘱し、または任命</u>する。 (1) 市職員 (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者 その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者 (3) 市民または市内交通の利用者 (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (5) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者 第4条～第12条 (略)

草津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
第1条～第2条 (略) (委員) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから<u>都市計画部長が依頼</u>する。 (1) 市職員 (2) 市に営業区域が存する一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者 (3) 市に営業区域が存する一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者 (4) 一般社団法人滋賀県バス協会が指名する者 (5) 一般社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者 (6) 市民または市内交通の利用者 (7) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 (9) 道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者 第4条～第10条 (略) <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u>	第1条～第2条 (略) (委員) 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長が委嘱し、または任命</u>する。 (1) 市職員 (2) 市に営業区域が存する一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者 (3) 市に営業区域が存する一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者 (4) 一般社団法人滋賀県バス協会が指名する者 (5) 一般社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者 (6) 市民または市内交通の利用者 (7) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 (9) 道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者 第4条～第10条 (略)

草津市有償運送運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新 要 綱 (案)	旧 要 綱
第1条～第2条 (略) (委員) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>都市計画部長が依頼</u>する (1) 市職員 (2) 市に営業区域が存するバス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体が指名する者 (3) 市民または市域における自家用有償旅客運送の利用が想定される者 (4) 近畿地方運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 (6) 現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者 (7) 学識経験者その他市長が必要と認める者 第4条～第10条 (略) <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u>	第1条～第2条 (略) (委員) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長が委嘱し、または任命</u>する (1) 市職員 (2) 市に営業区域が存するバス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体が指名する者 (3) 市民または市域における自家用有償旅客運送の利用が想定される者 (4) 近畿地方運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 (6) 現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者 (7) 学識経験者その他市長が必要と認める者 第4条～第10条 (略)